




ふ	く	お	か	の	
森	林	を	未	来	へ

福岡県森林環境税を継続します

森林は、水源かん養や、土砂災害の防止など、県民に多くの恵みを与えてくれる「県民共有の財産」です。

福岡県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年4月に森林環境税を導入し、
 荒廃した森林の再生や県民参加の森林づくりに取り組んできました。

これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、
 森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が
 続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成30年度以降も「福岡県森林環境税」を継続し、
 森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施してまいります。

県民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。



01 森林環境税を活用して実施したこれまでの取組みの成果 (平成20年度～)

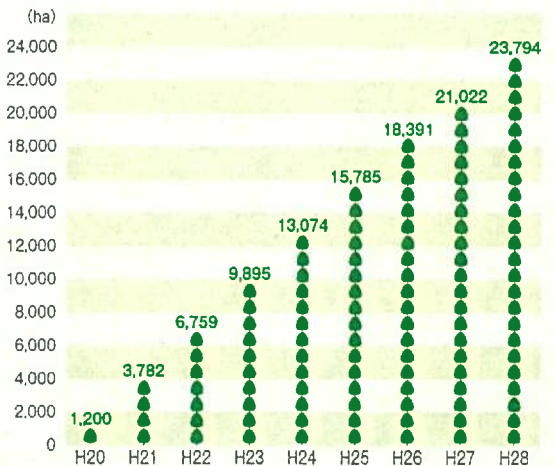
荒廃した森林の再生

荒廃森林再生事業

間伐等を実施し、荒廃森林は平成29年度までに概ね再生する見込みで、間伐等を行った森林では、森林の有する公益的機能が回復されつつあります。



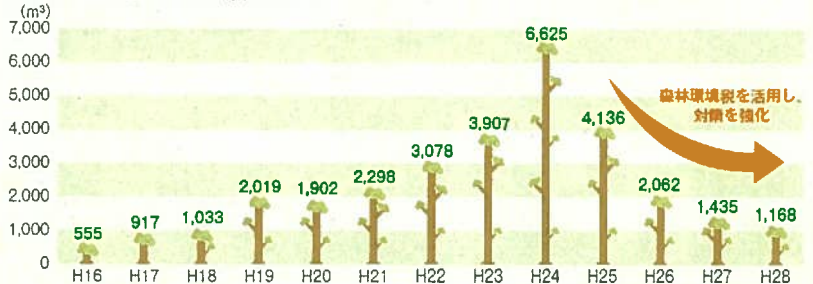
■ 荒廃森林再生面積(累積)



松くい虫被害対策強化事業

平成25年度から松くい虫を早急かつ徹底的に駆除し、被害のまん延を防止するため、市町が実施する被害対策の支援を強化しました。平成25年度以降、松くい虫被害は減少傾向となっています。

■ 松くい虫被害発生状況(県内民有林)



県民参加の森林づくりの推進

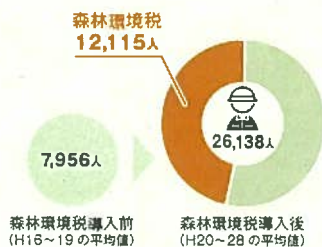
森林づくり活動公募事業

県民が自ら企画立案し、実行する森林づくり活動への参加者は、これまでの9年間で延べ10万人を超え、年間参加者は、森林環境税導入前と比較すると約3倍に増加しています。



森林の整備・保全活動を行うボランティア団体

■ 森林づくり活動年間参加者数



情報発信事業

県ホームページや広報紙等への情報掲載とともに、小中学生を対象とした森林環境教育、森林ボランティア団体等を対象とした安全講習会の開催など、様々な機会を通じて森林の重要性についての情報を発信しています。



森林環境教育

小中学校向けの森林環境教育 (H20~28)
延べ**82回**開催 **4,271人**参加

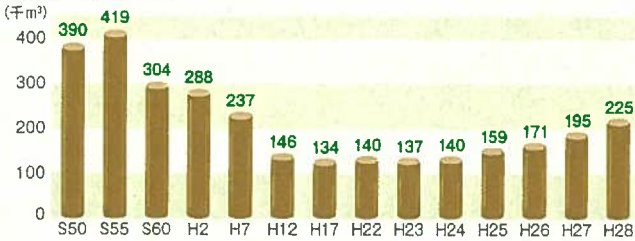
森林づくり活動安全講習会 (H20~28)
延べ**70回**開催 **1,038人**参加

02 福岡県の森林・林業を取り巻く情勢

森林・林業行政の基本的な方向

森林・林業を取り巻く情勢が厳しさを増していることを踏まえ、「林業経営の安定」と「森林の機能保全」の視点で、それぞれに応じた施策を展開しています。林業経営が成り立つ人工林に集中して、原木の生産性向上や主伐の推進等を実施し、原木生産量は増加傾向となっています。

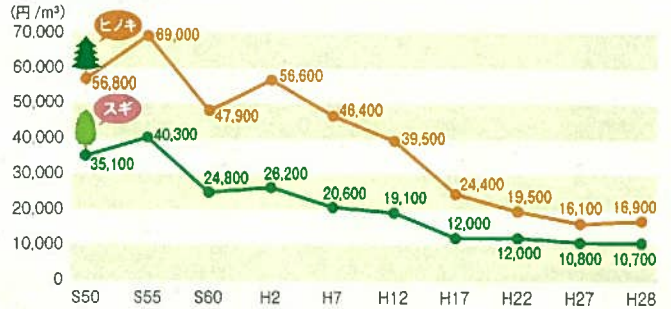
■原木生産量の推移



木材価格

森林環境税導入の直前である平成17年の木材価格は、ピーク時(昭和55年)と比較して半値以下まで下落、森林環境税導入後も下落が続いています。

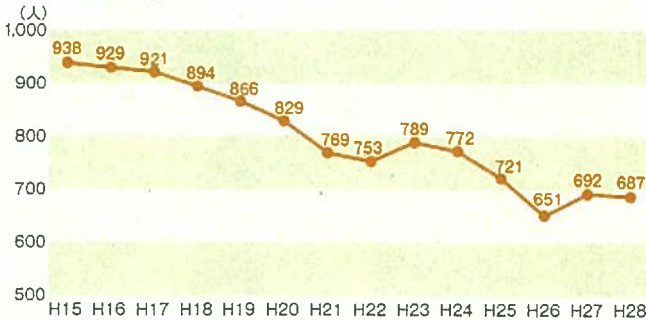
■木材価格の推移



林業労働力

地域の森林・林業を担う森林組合作業員数は、長期的に減少傾向で推移しています。平成28年は税導入時の平成20年と比較すると約2割減少しています。

■森林組合作業員数の推移



森林の荒廃

これまでに森林環境税を活用して整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復されつつある一方で、木材価格の下落など、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。そのような中、林業経営が困難な人工林では、今後、公益的機能を発揮できなくなる恐れのある森林が約3万ha発生することが懸念されています。

■林業経営が困難な人工林の状況



■荒廃の過程



下草に覆われ、落葉層が発達。落葉層が雨水を地下に浸水させる。土壌は養分に富み、保水力が高くスポンジ状。結果、雨水の地下への浸透量が増加。



概ね15年以上、手入れがなされなければ、林内に陽光が差し込まなくなる。



下草、落葉層が徐々に消滅していく。



下草、落葉層が殆どなく、土壌の保水力は低下。雨水は地下に浸透せず、地表を流れ出す。結果、森林内の土壌が流出。



目指す森林の姿

森林は、水をたくわえてきれいにする機能や、山がくずれのを防ぐ機能など、私たちの暮らしを支えるさまざまな機能を持っています。

森林環境税を活用した取組みにより、

森林のもつ公益的機能が長期的に発揮できる森林を目指します。



03

森林環境税を活用して実施する新たな取組み

(平成30年度～)

〈福岡県森林環境税検討委員会から示された施策〉

福岡県森林環境税検討委員会：平成30年度以降の森林環境税の在り方を検討するため、平成28年10月に設置した、外部有識者で構成される第三者機関

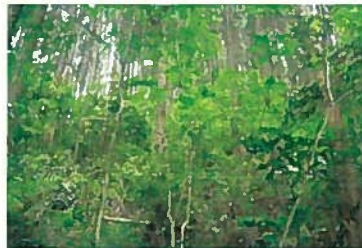
森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策



強度間伐[※]等の実施

平成30年度から39年度の10年間で公益的機能が発揮できなくなる恐れのある人工林(約1万ha)では、強度間伐を実施し、公益的機能を長期的に発揮できる森林を目指します。

※強度間伐：公益的機能を長期的に発揮させるため、間伐率を通常より高く設定した間伐



スギ・ヒノキ等の針葉樹と広葉樹が混在する森林



成立本数が少ない高年齢スギ・ヒノキ林

間伐を繰り返す体制の構築

平成40年度以降に公益的機能が発揮出来なくなる恐れのある人工林(約2万ha)では、70年生まで概ね20年に1度、間伐を繰り返す体制を構築するため、自伐林家[※]を育成します。

※自伐林家：伐採・搬出・出荷までの一連の作業を自ら行う森林所有者等



潮風や飛砂から家屋等を保全する海岸沿いの松林

海岸防風林の松くい虫駆除・予防対策

松くい虫被害を沈静化するため、これまでの駆除対策だけでなく、予防対策への支援も強化します。

森林を守り育てる気運の向上に向けた施策



森林づくり活動の公募

これまで一律に設けていた審査基準や支援内容を、応募団体の状況に応じた形で設定し森林づくり活動を拡大します。



県民参加の森林づくり

展示効果の高い森林整備、公共施設における木製品の展示

展示効果の高い森林整備や、公共施設における木製品の展示を実施し、県民が森林や木にふれあう機会を拡大します。



公共施設における木製品の展示

森林の重要性の情報発信

森林の重要性の普及啓発に向け、森林環境教育、安全講習会等、様々な機会・媒体を通じた情報発信を強化します。



森林環境教育

※福岡県では、森林環境税検討委員会の報告を踏まえつつ、九州北部豪雨災害の要因や防災対策を検証した上で、具体的な取組みについて、検討をすすめています。



04 福岡県森林環境税の仕組み

税率と納税義務者



	個人	法人
税率	年 500 円 (個人県民税均等割額に加算)	年 1,000 円～40,000 円 (法人県民税均等割額に 5% 相当額を加算)
納税義務者	個人県民税均等割の納税者	法人県民税均等割の納税者

※森林環境税条例の施行の状況、国が検討している森林吸収源対策のための税や、災害に関する様々な議論の動向を含めた社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があるときは、見直しを検討します。

森林環境税基金の設置



森林環境税の収入とその使途の関係を明確化するため、福岡県森林環境税条例の制定と同時に福岡県森林環境税基金条例を制定しています。この基金条例を制定することにより、森林環境税を荒廃した森林の再生等を図る施策の費用に限定して使用することとしています。



問い合わせ先



森林環境税の仕組み

■ 総務部税務課

TEL : 092-643-3064

FAX : 092-643-3069

森林環境税の使いみち

■ 農林水産部林業振興課

TEL : 092-643-3540

FAX : 092-643-3541

福岡県森林環境税について、詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/keepforest.html>

福岡県森林環境税

検索

このリーフレットは、「福岡の森の木になる紙」を使用しています。

